

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國ノ格A五判

規 則

◇鳥取縣規則第四十五号

豚コレラ予防に關する規則を次のように定める。

昭和二十六年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

豚コレラ予防に關する規則

第一條 家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第三十二條第一項の規定により知事が指定する
県外の区域から豚、その死体又は豚コレラの病原体を
ひろげるおそれがある物品の移入を禁止する。

第二條 知事が指定する区域においては豚、その死体、
又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の
その区域外との出入又はその区域内での移動を禁止す
る。但し、船車に登載のまま通過し、又は家畜防疫員

昭和二十六年七月二十四日
第二千二百二十九号

火 曜 日

の指示を受けと場に直行する場合はこの限りでない。
第三條 前二條の区域の指定は告示をもつてする。

附 則

- 1、この規則は公布の日から施行する。
- 2、豚コレラ予防に關する規則（昭和二十六年五月鳥取県規則第三十九号）は廃止する。

告 示

◇鳥取縣告示第三百二十一号

豚コレラ予防に關する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一條の規定による移入を禁止する区域を次のように指定し、昭和二十六年五月鳥取縣告示第二百三十八号（豚コレラ予防に關する移入禁止区域について）は廃止する。

昭和二十六年七月二十四日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
移入禁止区域

神奈川県、宮城県、東京都、岐阜県、埼玉県、
広島県、山形県、福岡県、青森県、秋田県、岡
山県、鹿児島県、熊本県、京都府

◇鳥取縣告示第三百二十二号

造林臨時措置法(昭和二十五年法律第百五十号)第十條の規定により次の通り造林地を指定した。

昭和二十六年七月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、造林地指定公告書(法第十條第三項規則第十一條)

番号	造林地	所在地	地目	地積	造林地指定年月日	備考
1	岩美郡大茅村大字雨滝字小山一、〇一七	在山	山林	五反歩		岸本 徳治
2	楠城字小屋谷四七六	在山	山林	一町歩		谷岡 竹藏
3	字谷尾大平六八六	在山	山林	一反歩		
4	字六八五	在山	山林	六反歩		
5	字ボキの鼻五三七	在山	山林	二反歩		野村 光典
6	大字大石字小屋ノ谷六〇六	在山	山林	七反四畝歩		小林 忠教
7	字小山九一七	原野	原野	五反歩		山本善太郎
1	津ノ井村大字弥宜谷字口矢中九五ノ一六	在山	山林	三反歩		池原 重

20	字元結口三七四	山林	二反七畝歩			池原 滋雅
19	字元結口三七四	山林	三反歩			藤原 博光
18	大字香取字小山谷西側三九五	山林	一反六畝歩			池原 潔平
17	字中山三七ノ一	山林	二反五畝歩			外一四名
16	字元結谷北側二二〇ノ一	山林	三反歩			福田 馬造
15	大字紙子谷字門上谷二二九ノ三 外一筆	山林	四反歩			福田 馬造
14	字海谷四八七	山林	四反歩			
13	字釜谷五〇四ノ一	山林	二反歩			
12	字正法寺五〇一	山林	四反歩			
11	大字生山字釜谷五〇五	山林	七反歩			
9	字大谷二九六	山林	五反歩			
8	字矢内谷三八七	山林	三反歩			
6	字三九四ノ三	山林	二反五畝歩			
5	字矢中三九二ノ一	山林	一反六畝歩			福田 馬造
4	字滝谷三〇八	原野	三反歩			
3	字桐ノ木二九二	原野	三反歩			
2	字滝谷三〇八	原野	三反歩			

21	〃	〃	字元結深谷三八〇	〃	一町六反步	〃	〃
22	〃	〃	字元結堤下二七番第一 外一筆	〃	六畝步	〃	〃
23	〃	〃	字元結口三七五ノ一	〃	六反步	〃	〃
24	〃	〃	字於市谷東側三九七ノ一六	〃	〃	〃	〃
1	〃	〃	日野郡日光村大字籠原字神原六八三	〃	一町步	〃	中島 亀利
2	〃	〃	〃 大字富江字野山平九四二	〃	八反步	〃	遠藤 久男
3	〃	〃	〃 大字大河原字向平九三八	原野	三反步	〃	清水 武治
4	〃	〃	〃 大字籠原字丸林二〇八	〃	一反步	〃	中島 善章
5	〃	〃	〃 大字富江字鳥越林二六四ノ一	山林	四反步	〃	田中 操
6	〃	〃	〃 大字大阪字小林一、一五七	〃	一町步	〃	林原 眞
7	〃	〃	〃 大字大内字下谷塔三三	〃	八反步	〃	松原一太郎
8	〃	〃	〃 大字吉原字上ノ山四二五	〃	〃	〃	新見 修
9	〃	〃	〃 大字大内字奥谷坂九五三、九五四、九六〇	〃	二町步	〃	松本 覚雄
1	〃	〃	岩美郡倉田村大字八坂字城ヶ谷山三九七	原野	一町步	〃	前田 正明 (代表者)
2	〃	〃	〃 字風呂ヶ谷三八六	〃	一町三反步	〃	〃
3	〃	〃	〃 大字円通寺字仏谷九三六、神子谷一〇三五	山林	八反步	〃	小島道太郎
4	〃	〃	〃 大字八坂字大平ル二八二	原野	二町步	〃	中村 光克 (代表者)

5	〃	〃	字本谷山三九五ノ一	〃	一町步	〃	広岡 弘男 (〃)
6	〃	〃	字白越山三九二ノ一	〃	一町二反步	〃	西村 幸太郎 (〃)
7	〃	〃	字大谷山三九〇	〃	二町八反步	〃	岡村 丈一 (〃)
8	〃	〃	字上山三八一	〃	二町五反步	〃	奥田 米造 (〃)
1	〃	〃	字倍野村大字町屋字ヲツ谷五六七	〃	五反步	〃	西尾 儀一 (〃)
1	〃	〃	東伯郡八橋町八橋字御建山西二、七三三ノ一	山林	八反三畝步	〃	西中 賢藏
2	〃	〃	〃 東二、七三一ノ五	〃	五反五畝步	〃	中本 徳一
3	〃	〃	〃 二、七三一ノ一	〃	二反步	〃	押本 松枝
4	〃	〃	〃 南二、七五二	〃	一町一反三畝步	〃	米村 松藏
5	〃	〃	〃 二、七五〇	〃	二反二畝步	〃	井上 権平
6	〃	〃	〃 二、七四七	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃 字粟子谷二、二七三ノ二	〃	一町一反七畝步	〃	押本 貞一

◇鳥取縣告示第三百二十三号

次の河川敷はその公用を廃止する。

昭和二十六年七月二十四日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

記

郡

村

大字

字

地番地先

面積

摘

要

東伯

古布庄

宮場

滝の前

三五

九、五五六平米

〃

〃

〃

西山根

三四

四、六四一

〃

〃

矢下

釜穴の下

一六

八、二三九

〃

〃

〃

釜穴

一七

六、三三三

〃

〃

〃

長房河原

一八

一、八六三

〃

〃

〃

欠口

三二

五、一七六

〃

〃

〃

山根

三一

八、四四九

〃

〃

古長

出口の三

一六

四、六四四

〃

〃

〃

西前河原

一一

五、六一七

〃

〃

〃

谷田

二〇

七、七二二

〃

〃

〃

出口河原

二一

六、三九四

(関係図面は土木部経済課に保管)

鳥取縣告示第三百二十四号

耕地整理施行のため岩美郡福部村の大字、字の区域を次のように変更する。

昭和二十六年七月二十四日

鳥取県知事

西

尾

愛

治

大字名	字名	在地	番地	田目	大字名	字名	反	区域	別附	記
-----	----	----	----	----	-----	----	---	----	----	---

細川

中亀井

六二〇

田

細川

上亀井

全筆

〃

福長

六五〇

〃

〃

下駒帰

〃

〃

〃

六四九

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六四六

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六五四

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六五二

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六五三

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六五四

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六五六

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六五八

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六五九

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六四七

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六四七

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六一七

〃

〃

〃

〃

〃

〃

六一八

〃

〃

〃

〃

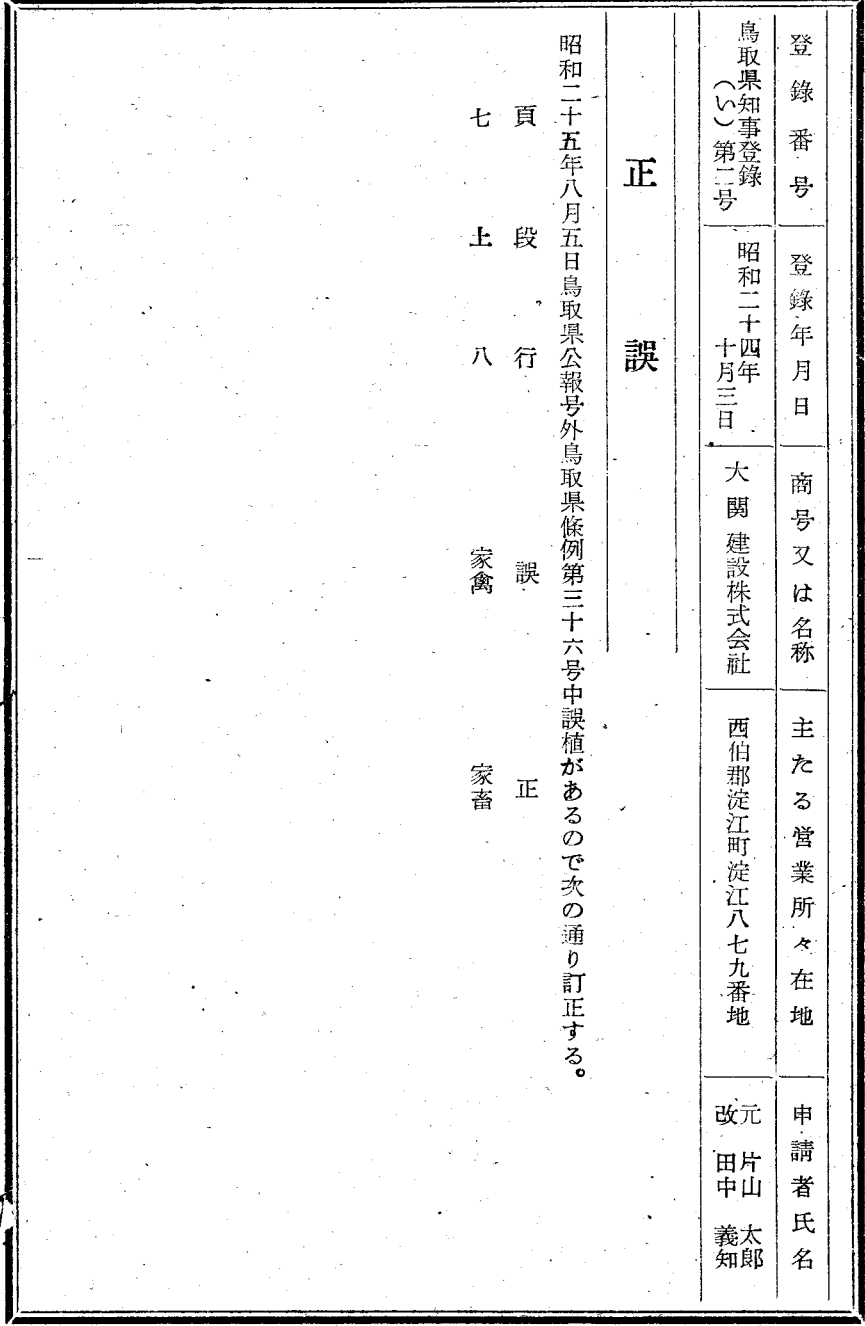
登録番号 鳥取県知事登録 (3)第二号	登録年月日 昭和二十四年 十月三日	商号又は名称 大関建設株式会社	主たる営業所所在地 西伯郡淀江町淀江八七九番地	申請者氏名 元片山太郎 改田中義知
---------------------------	-------------------------	--------------------	----------------------------	-------------------------

正 誤

昭和二十五年八月五日鳥取県公報号外鳥取県條例第三十六号中誤植があるので次の通り訂正する。

頁 段 行 誤 正

七 上 八 家禽 家畜



昭和二十六年七月廿四日印刷
昭和二十六年七月廿四日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月一日)

鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣鳥取市東町